



ねぼけ堂(その3 所帯譲り)

2008年12月 No. 48

私は学生時代、大阪住吉のねぼけ堂という伯母夫婦が経営する煎餅屋に居候していた。その間に伯母夫婦から養子夫婦への所帯譲りが行われた。伯父が丁稚奉公してから50年目に当たる日であった。伯母夫婦は、店の歴史を語り、養子夫婦に跡継ぎとしての心得を諭した。その後、養子夫婦が、労いと感謝の言葉を述べ、「この日を迎えられてこんな嬉しいことは無い」という伯父の言葉で45分間のテープは終わっている。
(竹内)

離職時のトラブルを回避するための

—雇用保険における法人の役員への取扱いについて—

○法人の役員等

株式会社(特例有限会社を含む)の取締役、監査役は、原則として「被保険者」となりません。

ただし、従業員と役員を兼ねている者(兼務役員)は、雇用関係(従業員)に基づき労働の対償として支払われる賃金と委任関係(役員)に基づき支払われる役員報酬との支払い比率(割合)等の面からみて、労働者性が強い場合に限り被保険者として取り扱われます。

この場合、「**兼務役員にかかる雇用保険被保険者資格要件証明書**」の提出が必要となります。

この証明書は、被保険者として扱われるかどうかの判断の資料として必要なものですから、次のような場合には、下記の書類を添えて必ず提出しなければなりません。

- (1) 兼務役員として新たに雇用されたとき
- (2) 従業員から兼務役員へ、兼務役員から従業員へ変わったとき
- (3) 賃金と役員報酬の比率に変動があったとき

添付書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款
- (3) 役員会議事録
- (4) 就業規則
- (5) 賃金台帳
- (6) 出勤簿
- (7) 労働者名簿
- (8) その他関係書類

また、雇用保険料の算出及び雇用保険被保険者離職証明書に記載する賃金は、従業員の身分(雇用関係)に対し支払われる賃金のみが対象となりますので、役員報酬(委任関係)との区別を賃金台帳等において明確にしておいて下さい。
(西谷)

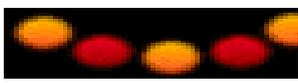
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

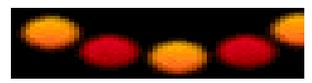
弊社では年末休暇を12月27日(土)からとさせていただきます。

何かとご不便をおかけするかと存じますが、その節はご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

裏面も御覧下さい



年末調整のご案内



1. 必要書類

- ① 扶養控除等(異動)申告書
本年中に、出産、死亡、就職等があった場合には、特に注意してください。
- ② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用ができません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が 38 万円超 76 万円未満の配偶者だけです。
- ③ 生命保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
生命保険には、“一般用”と“個人年金用”とがあります。別々に控除額が計算されますので、注意してください。
また損害保険には、長期の損害保険料控除(平成18年12月31日までの契約)と地震保険料控除とあります。(ただし、一つの損害保険契約等がいずれの契約区分にも該当する場合は、選択によりいずれか一方の契約区分のみ該当するものとして計算します。)
- ④ 小規模企業共済の控除証明書
- ⑤ 国民年金の控除証明書(本人及び家族分)
- ⑥ 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
長寿医療制度の保険料について、口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った方に社会保険料控除が適用されます。

2. 特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

- ① 今年入社の人→前職の源泉徴収票
- ② 住宅借入金等特別控除がある人→年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

3. 今年からの変更点

住宅ローン控除について

居住者が平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に住宅を自己の居住の用に供した場合、次の表のとおり控除率及び適用年(控除期間)による特例が、現行特別控除との選択により適用されることとなりました。

区 分	項 目	適 用 年			最 高 控 除 額 計
		1～6年目	7～10年目	11～15年目	
現 行 特別控除	各年の控除率	1.0%	0.5%	-	200万円
	各年の最高控除額	25万円	12.5万円	-	
税源移譲 対応特例	各年の控除率	0.6%		0.4%	200万円
	各年の最高控除額	15万円		10万円	

4. 個人住民税の住宅ローン控除を受けられている方へ

税源移譲の実施に伴い、平成19年分以降の所得税(国税)の額が減少したことにより、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除(平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した者に限ります。)が減少する者については、お住まいの市区町村へ毎年度申告(平成21年3月16日(月)提出期限。ただし、平成21年度分の住民税の納税通知書が伝達されるまでは申告が可能です。)することにより、その減少する額を翌年度分(平成21年度分)の住民税から控除することができます。

質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(後藤)

表面も御覧下さい



当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。